

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年九月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

二 測量の地域 香芝市良福寺

三 測量の期間 令和八年八月二十七日から令和九年五月二十七日まで